

広島市規則第60号

令和8年5月29日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
(昭和43年広島市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条の5中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

第19条の4中「8,000円」を「1万3,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の5及び第19条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償及び同日以後の期間に係る就労保育援護金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償及び同日前の期間に係る就労保育援護金については、なお従前の例による。